

留意事項 診療報酬明細書と診療報酬請求書の改定対応について

平成24年診療報酬改定についてプログラム更新機能による改定対応パッチ公開時点（平成24年3月21日）では、診療報酬明細書（以下、レセプト）、診療報酬請求書（以下、請求書）の記載要領が確定していない状況です。

正式な対応については、記載要領が確定し公開準備が整い次第、プログラム更新機能によるモジュール配布を予定しているところですが、当面は以下の暫定対応を行うこととしますので留意願います。

【[42 明細書]レセプト作成指示画面について】

- ・平成24年3月診療分までのレセプト作成については従前どおり作成可能です。
- ・平成24年4月以降診療分についてもレセプトの作成を可能としますが、記載要領の変更に未対応であることからレセプト上部余白に<<平成24年4月改正未対応>>、中央部分に「改正未対応」と記載を行います。（労災、自賠償については中央部分の「改正未対応」のみ記載）
この記載が行われたレセプトについては審査支払機関への提出はできませんから、医療機関内での使用（診療チェック時の参照など）に留める事としてください。
- ・レセプト作成時に平成24年4月以降が指定された場合は、請求書及び公費請求書作成の元データとなる請求管理テーブル（TBL_SEIKYU_MAIN, TBL_SEIKYU_ETC, TBL_SEIKYU_KOH）と地方公費請求書テーブル（TBL_KOHSKY）への書き込みを行いません。これに伴い該当テーブルを参照する帳票についても作成できません。（保険請求確認リスト等）
また請求管理テーブルの書き込みを行わないことからレセプト電算処理提出用データも作成できません。

【[44 総括表・公費請求書]作成指示画面について】

- ・平成24年3月診療分までの請求書・レセプト電算提出データについては従前どおり作成が可能です。
- ・平成24年4月以降診療分については作成しません。

【レセプトのリアルタイムプレビューについて】

- ・診療行為、会計照会からのレセプトプレビューについて、平成24年4月以降診療分はレセプト上部余白に<<平成24年4月改正未対応>>、中央部分に「改正未対応」と記載を行います。（労災、自賠償については中央部分の「改正未対応」のみ記載）

記載要領の対応が終了した時点でアナウンスを行いますので、プログラム更新による適用を行ってください。適用後は上記制約が解除されレセプト、請求書の作成が可能となります。